

の被扶養者届は、①の市町村を經由して医療保険者に提出できるとすることが妥当と考えられる。しかしながら、従前と事務の流れが大きく変わることから、事故等で經由されなかったり、遅延したりする事象の発生が想定されることから、十分留意して検討していく必要がある（下図7-2参照）。

### 出生時のカード発行・交付方法

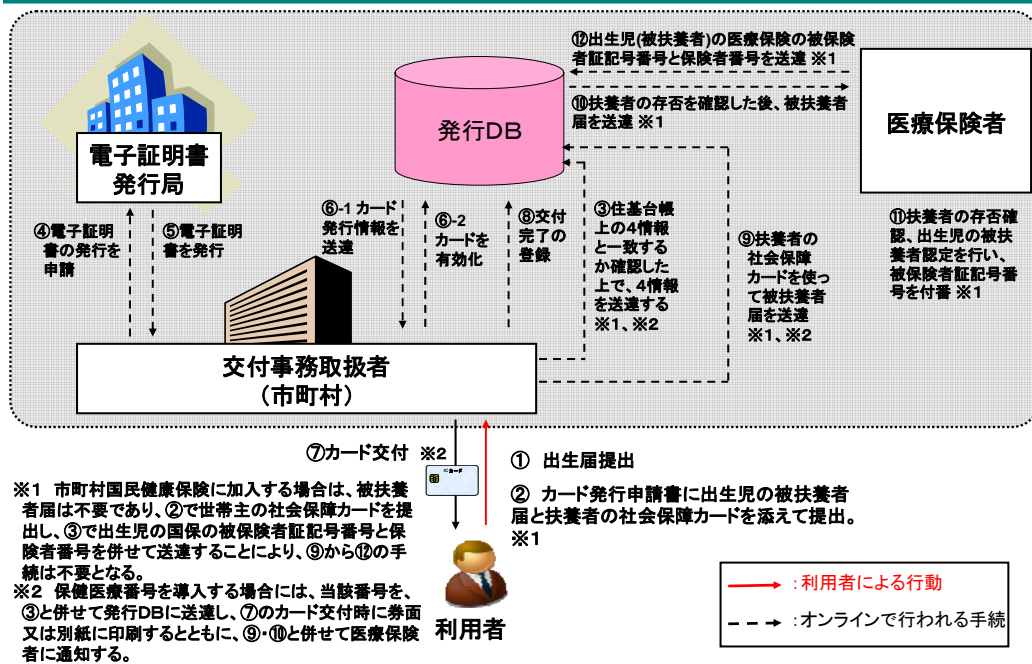


図7-2：出生時のカード発行・交付方法

なお、出生届はいずれの市町村に届け出ても良いため、被用者健保の保険者への被扶養届伝達については、出生届を提出した市町村と住民票のある市町村間での伝達方法等について、次世代電子行政サービスにおけるワンストップサービスの検討状況を注視する必要がある。

また、上記①、②のほか、

#### ③ 一定年齢以下の者には原則としてカードを交付しない案

も考えられる。

この場合、出生からその年齢までの間、扶養者のカードとの紐付けが必要になり、その際、運用上の課題が多々想定される。例えば、一方の親とだけ紐付けた場合、複数の子が同時に複数の医療機関にかかる場合に、紐付けた親のカードを同時に使用できないため不便が生じる等の課題を解決する必要がある。